



「機体登録制度」改正および「気球耐空証明制度」施行のお知らせ

2018年7月22日の理事会において「機体登録制度」改正および「気球耐空証明制度」制定が承認されました。各制度は2019年4月1日より施行されます。また、「機体登録制度」は名称が「気球登録制度」になります。

主な改正点は、次のとおりです。

1. いったん登録された機体は抹消登録しない限り、その登録は有効となり、機体登録を更新することはなくなります。
→ 2019年4月1日現在有効な機体には、有効期限のない機体登録証を発行します。
2. ただし機体登録証に記載されている内容が変更になった場合は、変更登録申請が必要です。
3. 今後は有効期限で「耐空証明」を更新することになります。
→ これまでの更新手続きと同じです。(費用は下記参照)
機体チェックシートが2019年4月1日から新しくなります。これ以降のチェックは新しいシートを使ってください。(詳しくは安全委員会から案内があります)

2019年4月1日以降の気球登録および耐空証明にかかる費用は次のとおりです。

気球登録

*新規登録	10,000円
*変更登録	4,000円
*抹消登録	無料
*再登録	6,000円
*再発行	2,000円

耐空証明

*発行料(更新料)	5,000円
*再発行料	2,000円
*機体チェック料	5,000円
*下回り追加チェック料	2,000円

※有効期限が2019年4月1日以降の機体については、3月までに振り込む場合も耐空証明発行料は¥5,000です。

※有効期限が2019年3月31日までの機体でも、振り込みが2019年4月1日以降の場合には耐空証明発行料¥5,000になります。

安全委員会問い合わせメールアドレス：open_safety_2009@jballoon.jp

一般社団法人日本気球連盟 <事務局>
〒385-0054 長野県佐久市跡部120-1
TEL：0267-64-6835 / FAX：0267-64-6836
Email：jballoon@sakunet.ne.jp